

「ポプラ工業団地」 公売要領

北海道河西郡中札内村

中札内村ポプラ工業団地公売要項

中札内村ポプラ工業団地を、次のとおり公売していますので、希望される方は、現地を熟覧のうえお申し込みください。

1. 分譲団地名及び区画数

所 在	中札内村西 1 条北 7 丁目 7 番地 2 他
数 量	工業団地 6 区画 (No.6・10・12・13・14・15)
分譲面積	2,158 m ² (652坪) ~3,326 m ² (1,006坪)

2. 申込受付期間

申込順に随時受付し、決定します。

3. 分譲地の価格

(1) 別紙価格表のとおりとします。

(2) この分譲価格は、平成 25 年 3 月 31 日までとし、以降必要に応じて、再評価の上村長が定めるものとします。

4. 申込者の資格

中札内村内・村外を問わず 5 年以内に工業等施設用建物を建設するために分譲地を必要とする者。

5. 申込の方法

希望する方は、別に定める「分譲申込書」を村に提出してください。

(村ホームページから様式をダウンロードできます)

添付書類として、法人登記簿謄本をあわせて提出してください。

6. 分譲の決定

分譲申込書等に基づき、内容審査のうえ分譲の可否を決定します。

7. 契約期間

分譲決定後、7 日以内に村の指定する契約書により契約していただきます。期間内に契約を締結されなかった場合は申込がなかったものとして処理させていただきます。

8. 分譲の条件

- (1) 分譲は1区画毎とします。(ただし、事業内容等により村長が必要と認めた場合は、この限りではありません。)
- (2) 買受者は、所有権移転の日から5年以内に、50㎡以上の工業等施設用建物を建設しなければなりません。(ただし、隣接した複数の区画を購入した場合は1区画当たり50㎡以上の建物を基準とする。)
- (3) 買受者が取得した用地は、契約締結時から10年間第三者へ転売または転貸することは出来ません。
- (4) 買受者は取得地に植樹等を行い、緑の造成、保全に努めなければなりません。
- (5) 分譲地は買戻特約付き所有権移転登記を条件とし、買受者の義務不履行のときは、既納代金から売買代金の7%を手数料として徴収し残金には利息を付さず返還して買戻いたします。
- (6) 所有権移転登記時には、義務不履行による買戻しについての登記承諾書を提出していただきます。
- (7) その他必要な事項は、契約締結時に協議のうえ決定します。

9. 売買代金の支払

- (1) 代金の支払は、契約締結時に全額村の発行する納入通知書により納めて頂きます。
- (2) 都合により代金を一時に支払うことが困難であり、分割納入を希望される方は、2年以内に限り分割して納めて頂きます。
 - (ア) 一つめは、契約と同時に売買代金の20%以上、契約締結時から1年以内に残金とし、残金には年2.5%の割合で利息を加算した額を納めていただきます。
 - (イ) 二つめは、契約と同時に売買代金の20%以上、契約締結時から1年以内に売買代金の30%以上、2年以内に残金とし、その都度、年2.5%の割合で利息を加算した額を納めていただきます。
- (3) 売買契約を解除された場合には、売買代金の3.5%を既納代金から違約金として徴収し、残金には利息を付さず返還いたします。

10. 所有権の移転登記

売買代金の完納後に所有権移転登記と買戻特約登記を同時に行います。この登記手続きは村が行い、所有権移転登記の費用は買主が負担し、買戻特約登記の費用は村が負担します。

11. 契約締結時かかる費用

- (1) 1回目納入代金（売買代金の20%以上）
- (2) 印紙税 ① 100万円～ 500万円以下 2千円
- ② 500万円～ 1,000万円以下 1万円

12. 契約締結後かかる費用

- (1) 登録免許税（所有権移転登記後）
- (2) 不動産取得税（所有権移転登記後）
- (3) 固定資産税（毎年）
- (4) 買戻権抹消登記費用